

ビジサポ学校賠償プラン

3つの特徴

特徴 1 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

1 通常の学校賠償保険では学校、教職員の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により生徒個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。



特徴 2 生徒により自校の建物等が損壊した場合を補償します

(学校に関する特則における追加特約)

2 生徒による偶然の事故により、学校の所有、使用または管理する財物が損壊した場合に補償します。(生徒個人に責任がある場合に限りです。)

※野球部の練習や試合中に打ったボールが校舎の窓を破った場合等は個人の責任ではないため補償対象外となります。

※GIGAスクール等で学校から貸与されるタブレット型コンピューターやノートパソコン等は補償対象外です。



特徴 3 学校特有のリスクをカバーします

3

1 職業体験にかかわる事故

職業体験において児童・生徒による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負うケースに対応が可能となりました。

2 学校でいじめやセクハラがあったとして発生する慰謝料

3 教育活動遂行における外部協力員による賠償事故

4 生徒による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または部活動の試合会場等の合理的な経路に限ります。

5 教職員による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路に限ります。